

重要免責事項

2009年4月22日

英国 SQEX LTD.による 2006年英国会社法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントの方法（以下「本件スキーム・オブ・アレンジメント」といいます。）での Eidos plc 株式の現金による友好的買付手続（以下「本件買付け」といいます。）に関する Eidos plc 全株式の買付手続完了に関するお知らせについて

以下に記載する事項は、本サイトを閲覧されるすべての方に適用されますので、注意深くお読み下さい。以下に記載された免責事項は、変更又は更新される場合がございますのでご留意下さい。この免責事項は、本サイトにアクセスされる度にすべてお読み下さい。

このお知らせの発表、公表又は配布が適用法令違反となる法域内において、かかる法域に対し、又はかかる法域から、このお知らせの全部又は一部を発表し、公表し又は配布するものではありません。

UBS インベストメント・バンクは、本件買付け及びこのお知らせに関し、SQEX LTD.（以下「SQEX」といいます。）及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス（以下「当社」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しております。UBS インベストメント・バンクは、顧客に対する保護及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスをを行うことにつき、SQEX 及び当社以外に対して責任を負いません。

シティは、英国金融サービス機構により認可及び規制されており、本件買付けに関して、Eidos plc（以下「Eidos」といいます。）のフィナンシャルアドバイザーとして活動しております。また、シティは、顧客に対する保護及び本件買付け又はこのお知らせにおいて言及されている一切の事項に関してアドバイスをを行うことにつき、Eidos 以外に対して責任を負いません。

このお知らせは、英国法及び英国のシティ・コードの遵守を目的として作成されたものであり、ここで公開されている情報は、英国外の法域の法律に従って作成された場合のお知らせの内容とは異なる場合があります。一定の法域では、このお知らせの発表、公表又は配布が制限されている場合があります。英国外に居住される方及び英国外の法域の法律の適用を受ける方は、ご自身に適用される一切の規制について理解し、これを遵守するようにして下さい。

このお知らせは情報提供のみを目的としており、いかなる法域においても証券の募集若しくは購入の誘引又は議決権行使の勧誘の性質を有するものではなく、また、このお知らせにおいて言及されている証券の売却、発行又は譲渡が、適用法令違反となる法域において行われるものでもありません。本件買付けに関する一切の対応は、スキーム・ドキュメント又は本件買付けを実施するために作成された文書に記載されている情報に基づいてのみ行って下さい。このお知らせは、目論見書又はそれに相当する文書を構成するものではありません。

将来予測に関する情報

このお知らせには Eidos、SQEX 及び当社に関する将来に向けての記述を含んでいることがあります。このお知らせに記載されている過去の事実以外のすべての記述は将来に向けての記述であります。将来に向けての記述には、「～を目標としている (targets)」、「～を計画している

(plans)」、「～と考えている (believes)」、「～と予想される (expects)」、「～を目的としている (aims)」、「～する意向である (intends)」、「～するつもりである (will)」、「～する可能性がある (may)」、「～が期待される (anticipates)」、「～と見込まれる (estimates)」、「～を想定している (projects)」、これらに類似の意味の単語及び用語並びにこれらの否定語を含む前後の一切の記述が含まれますが、これらに限られません。将来に向けての記述は、(i)今後の資本支出、費用、収入、収益、相乗効果、経済動向、負債、経営状況、配当政策、損失及び将来予測、(ii)事業及び経営戦略、SQEX 又は Eidos の経営の拡大及び成長並びに本件買付けに起因する潜在的な相乗効果、並びに (iii) SQEX 及び当社又は Eidos の事業に関する政府規制の影響に関する記述を含みます。

そのような将来に向けての記述は、予期された結果に対して重大な影響を及ぼすようなリスク及び不確実性を伴うものであり、またそれらの記述は一定の前提に基づきなされたものです。多数の要因により、実際の業績が、将来に向けての記述において想定されていた業績と大幅に異なることとなる場合があります。そのような不確実性及びリスクが存在しますので、閲覧者は、これに記載された日現在におけるそのような将来に向けての記述に過度に依存しないようご留意下さい。SQEX、Eidos 及び当社は、適用法令により義務付けられている場合を除き、将来に向けての記述及びこれに記載されているその他の記述を更新する義務を負うものではありません。

平成 21 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 和田 洋 一
(コード番号 9684 東証第一部)
問合せ先 グループ経営統括室長 佐々木 通博
(TEL. 03-5333-1144)

Eidos plc 全株式の買付手続完了に関するお知らせ

平成 21 年 2 月 12 日に発表いたしました「Eidos plc 全株式の買付けに関するお知らせ」に関連して、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメントが英国裁判所の認可を受け、英国時間 2009 年 4 月 22 日に当社の完全子会社である SQEX LTD. (以下「SQEX」といいます。) による Eidos plc (以下「Eidos」といいます。) 全株式買付けの効力が発生しましたのでお知らせいたします。Eidos は同日をもって SQEX の完全子会社となりました。

〈参考情報〉

Eidos の概要は以下の通りです。

商 号 : Eidos plc

住 所 : Wimbledon Bridge House, 1 Hartfield Road, Wimbledon, London SW19 3RU

代表者の氏名 : Phil Rogers

資 本 金 : 13,179,336.50 ポンド (イギリス)

事業の内容 : インタラクティブ・エンタテインメント製品の開発、製作及び販売

当社は Eidos 全株式買付けの効力発生日前において Eidos の議決権 31,553,697 個 (11.97%) を保有 (間接保有) しておりましたが、本買付けの効力が発生したことにより Eidos の議決権 263,586,730 個 (100.00%) を保有 (間接保有) するに至りました。

以上